

[別紙1]

随意契約理由書

神戸市

件名	東クリーンセンター非常用発電設備点検整備
契約の相手方	株式会社 カワサキマシンシステムズ ガスタービン総括本部 サービス本部 西部事業所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>本業務は、東クリーンセンターの非常用発電設備のガスタービン、直流電源装置、自動始動盤の点検整備を行うものである。</p> <p>非常用発電機は、電力会社からの送電が停止し、なおかつクリーンセンターの常用発電機も停止して焼却プラントへの電力の供給が失われた場合に、安全に焼却炉を停止させる最低限度の電力をプラントに供給するための設備である。</p> <p>緊急時に起動しない場合、重大事故につながる恐れもあることから毎年点検を実施し、消耗部品を交換する必要がある。</p> <p>点検には部品交換、精密点検、整備計画の作成が含まれており、本設備のメーカーである(株)川崎重工業しか所有していない本設備の性能、構成部品に関する技術的な情報、専門的なメンテナンスの方法、本設備のこれまでの整備・改造履歴等情報が必要となる。したがって川崎重工業(株)の子会社であり、川崎重工業(株)のガスタービン製品の販売と保守・点検等サービス部門を一手に継承する上記業者でしか履行できないため、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部東クリーンセンター (電話番号 078-452-4100)